

佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第2号

佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例

佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>目次<br/>第1章～第3章 略<br/>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条</u>）<br/><br/>第5章・第6章 略<br/>附則<br/>（適用除外）<br/><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。<br/>（1）～（13） 略<br/>（許認可等の権限に関連する行政指導）<br/><b>第33条</b> 許認可等（第2条第4号の規定にかかわらず、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分（第2条第3号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> | <p>目次<br/>第1章～第3章 略<br/>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条の2</u>）<br/><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の3）</u><br/>第5章・第6章 略<br/>附則<br/>（適用除外）<br/><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。<br/>（1）～（13） 略<br/>（許認可等の権限に関連する行政指導）<br/><b>第33条</b> 許認可等（第2条第4号の規定にかかわらず、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分（第2条第3号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。<u>次条第2項において同じ。</u>）をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(行政指導の方式)<br/>第34条 略</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 略<br/>(複数の者を対象とする行政指導)</p> <p>第35条 略</p> | <p>(行政指導の方式)<br/>第34条 略</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、<u>県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>4 略<br/>(複数の者を対象とする行政指導)</p> <p>第35条 略<br/>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第35条の2 <u>法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> |

| 改正前 | 改正後   |
|-----|---|
|     | <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章の2 処分等の求め</b></p> <p><b>第35条の3</b> <u>何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認め</u></p> |

| 改正前 | 改正後                               |
|-----|-----------------------------------|
|     | <u>るときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部改正)
- 2 佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (佐賀県行政手続条例の適用除外)<br><b>第13条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。 | (佐賀県行政手続条例の適用除外)<br><b>第13条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。 |

(佐賀県税条例の一部改正)

- 3 佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (佐賀県行政手続条例の適用除外)<br><b>第21条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の | (佐賀県行政手続条例の適用除外)<br><b>第21条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の |

| 改正前        | 改正後        |
|------------|------------|
| 規定は、適用しない。 | 規定は、適用しない。 |

(地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 4 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例（平成6年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(佐賀県行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> | <p>(佐賀県行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。</p> |

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 5 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年佐賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(佐賀県行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> | <p>(佐賀県行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。</p> |

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 6 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例（平成15年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (佐賀県行政手続条例の適用除外)  | (佐賀県行政手続条例の適用除外)  |
| <b>第6条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 <u>34条第2項</u> 及び第35条の規定は、適用しない。 | <b>第6条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 <u>34条第3項</u> 及び第35条の規定は、適用しない。 |

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 7 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成17年佐賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (佐賀県行政手続条例の適用除外)  | (佐賀県行政手続条例の適用除外)  |
| <b>第6条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 <u>34条第2項</u> 及び第35条の規定は、適用しない。 | <b>第6条 略</b><br>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 <u>34条第3項</u> 及び第35条の規定は、適用しない。 |

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

- 8 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成22年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前              | 改正後              |
|------------------|------------------|
| (佐賀県行政手続条例の適用除外) | (佐賀県行政手続条例の適用除外) |
| <b>第6条 略</b>     | <b>第6条 略</b>     |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> | <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。</p> |

（離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

- 9 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成25年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>（佐賀県行政手続条例の適用除外）</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> | <p>（佐賀県行政手続条例の適用除外）</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。</p> |